

市第 216 号議案

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部改正

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 3 月 11 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例等の一部を改正する条例

（横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
の一部改正）

第 1 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例（平成24年12月横浜市条例第74号）の一部を次のように改正
する。

第46条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小
規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の 1 項を加える
。

15 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他
の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニッ
ト型地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト
型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない
場合にあつては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホー
ムの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の
合計数を基礎として算出しなければならない。

(横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 項及び第 7 項中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「前項」の次に「及び第 5 項」を加え、同条第 4 項中「第 2 項」の次に「及び次項」を加え、同条第 5 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに 1 以上とすることができる。

第14条中「平成26年 9 月横浜市条例第51号」の次に「。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。」を加える。

第55条中「維持回復」の次に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第56条第5項中「第181条第1項」を「第181条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準等条例第180条に規定する指定複合型サービス）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第71条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第76条に次の1号を加える。

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第77条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第124条第1項に規定する指定通所リハビリテ

ーション事業者をいう。) の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 128 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 90 条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 93 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 102 条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第 102 条の 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第93条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第103条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第104条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に改める。

第106条第1項中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第110条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第121条第2項第6号中「第40条第2項」を「第102条の2第2項」に改める。

第122条中「第41条まで」を「第39条まで、第41条」に、「第102条」を「第102条の2」に、「を「療養通所介護従業者」」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第102条の2第4項中「第93条第4項」とあるのは「第110条第4項」」に改める。

第123条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第 127 条に次の 1 号を加える。

- (5) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第 128 条に次の 1 項を加える。

- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第 77 条第 1 項から第 4 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 4 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 152 条に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にか

かわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 199 条第 3 項を削る。

第 200 条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第 205 条を次のように改める。

第 205 条 削除

第 218 条第 2 項中「第 8 号」を「第 7 号」に改め、同項第 8 号を削る。

第 229 条第 2 項中「及び第 8 号から第 10 号まで」を「、第 8 号及び第 9 号」に改め、同項第 10 号を削る。

第 230 条中「第 204 条」を「第 204 条、第 206 条」に改める。

第 240 条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第 256 条中「第 240 条」を「第 240 条第 1 項」に改める。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第 4 条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号）の一

部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第84条第3項、第85条、第181条第10項、第182条第2項及び第183条を除く。）中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第7条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第83条第6項第1号」を「第83条第6項」に改め、同項第6号中「第83条第6項第2号」を「第83条第6項」に改め、同項第7号中「第83条第6項第3号」を「第83条第6項」に改める。

第24条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第33条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第61条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指す」を加える。

第64条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第66条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加える。

第79条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第64条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第80条第2項第5号中「次条において準用する第41条第2項」を「前条第2項」に改める。

第81条中「、第41条」を削る。

第83条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この表において「事業所等」という。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第83条第7項中「により設置される」を「（第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）により設置される」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項」に改める。

第84条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項」

に改め、同条第 3 項中「指定複合型サービス事業所等」を「指定複合型サービス事業所（第 182 条第 2 項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等」に改める。

第 86 条第 1 項中「25 人」を「29 人」に改め、同条第 2 項第 1 号中「15 人（」の次に「登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

第 92 条第 2 項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 108 条中「第 83 条第 6 項各号」を「第 83 条第 6 項」に改める。

第 115 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を 3 とすることができる。

第 123 条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着

型介護予防サービス」に改める。

第 137 条を次のように改める。

第 137 条 削除

第 150 条第 2 項中「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同項第 9 号を削る。

第 153 条第 4 項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（この項の規定によるサテライト型居住施設であるものを除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項並びに次条第 1 項第 3 号において同じ。）」を加え、同条第 8 項第 1 号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条に次の 1 項を加える。

17 第 1 項第 1 号の医師及び同項第 6 号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつては、当該介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1 以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）とする。

第 154 条第 1 項第 3 号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第 178 条第 2 項中「第 6 号」を「第 7 号」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (7) 次条において準用する第107条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第10章の章名を次のように改める。

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第180条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第181条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第182条第2項中「指定複合型サービス事業所等」を「指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）等」に改める。

第183条（見出しを含む。）中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改める。

第184条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員) 」を加え、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第 185 条第 1 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第 3 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 186 条の見出し及び同条第 1 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第 187 条の見出し、同条各号列記以外の部分及び同条第 1 号から第 4 号までの規定中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 5 号中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第 9 号及び第 11 号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 190 条第 1 項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第 191 条第 1 項第 2 号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第 2 項中「指定複合型サ

ービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「第83条第6項各号」を「第83条第6項」に改める。

(横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第5条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第16条中第25号を第26号とし、第16号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等事業者に対して、訪問介護計画(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第16条に次の1号を加える。

- (27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めな

ければならない。

第32条第2項第2号中「第16条第12号」を「第16条第13号」に改める。

(横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第6条 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「前項」の次に「及び第5項」を加え、同条第4項中「第2項」の次に「及び次項」を加え、同条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

第75条第2項第5号中「第78条第2項」を「第78条第2号」に改める。

第78条第1号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーショ

ン会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第 113 条第 2 号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 13 号中「第 11 号」を「第 12 号」に改め、同号を同条第 14 号とし、同条中第 6 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第 105 条第 1 項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第 113 条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 91 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め

、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第97条の次に次の 1 条を加える。

（事故発生時の対応）

第97条の 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第91条第 4 項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第98条第 2 項第 4 号中「次条において準用する第37条第 2 項」を「前条第 2 項」に改める。

第99条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に改める。

第 113 条第 1 号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第 12 号中「第 10 号」を「第 11 号」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条中第 6 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第 78 条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第 127 条に次の 1 項を加える。

- 2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室

において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 129 条第 1 項中「使用する」の次に「施設、」を加える。

第 185 条第 3 項を削る。

第 186 条第 1 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

第 186 条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。

第 191 条を次のように改める。

第 191 条 削除

第 199 条第 2 項中「、第 2 号及び第 4 号から第 8 号まで」を「及び第 3 号から第 7 号まで」に、「第 3 号」を「第 2 号」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 200 条中「第97条」を「第 129 条」に改める。

第 216 条第 2 項中「第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号」を「第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号」に、「第 7 号及び第 10 号」を「第 6 号及び第 9 号」に改め、同項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 217 条中「第97条、第 190 条」を「第 129 条、第 190 条、第

192 条」に改める。

第 226 条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第 243 条中「第 226 条」を「第 226 条第 1 項」に改める。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第 7 条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「前 3 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第 9 条第 1 項中「第 45 条第 6 項第 2 号」及び「第 45 条第 6 項第 3 号」を「第 45 条第 6 項」に改める。

第 10 条第 1 項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事

業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第19項又は第 8 条の 2 第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第 2 項中「第45条第 6 項第 4 号」を「第45条第 6 項」に改める。

第38条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第 8 条第 4 項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第45条第 6 項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この表において「事業所等」という。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

	介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	
--	---	--

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項」に改める。

第46条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項」に改め、「（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準等条例第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）」にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、「あつては、」を「あつては」に改め、同号に次の表を加える。

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人

28人	17人
29人	18人

第65条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第67条中「及び第33条から第39条まで」を「、第33条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第39条」に改める。

第68条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第76条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第88条中「から第39条まで」を「、第38条（第4項を除く。）
、第39条」に改める。

（横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正）

第8条 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第1号エ中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同号オ中「第33条第14号」を「第33条第15号」に改め、

同項第 2 号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改める。

第33条中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第13号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第12号中「（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めな

ければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する必要があるので提案する

。

参 考

横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する
条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（職員の配置の基準）

第46条 （第1項から第13項まで省略）

- 14 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準等条例第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
- 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあ

つては、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（従業者の員数）

第 4 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員

（第 2 号省略）

7 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併

設型小規模介護老人保健施設（病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士若しくは作業療法士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

（第2号省略）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（訪問介護員等の員数）

第6条 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項及び第5項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項及び次項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定

訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

$\frac{6}{5}$ 指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第5
第4
項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会

議（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第51号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第55条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

（看護師等の員数）

第56条 （第1項から第4項まで省略）

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準等条例第180条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準等条例第181条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき（前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているもの

とみなすことができる。

第 71 条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第 76 条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

⑤ 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第 1 項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第 128 条第 1 項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第 8 条第 23 項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第77条 （第1項から第4項まで省略）

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第124条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第128条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第90条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（設備及び備品等）

第93条 （第1項から第3項まで省略）

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの

提供の開始前に市長に届け出るものとする。

- $\frac{5}{4}$ 指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第91条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1前3項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(事故発生時の対応)

第 102 条の 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第93条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 103 条 (第1項省略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第5号ま

での記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 前条第2項
次条において準用する第40条第2項
び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第104条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第98条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第106条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(第2項省略)

(設備及び備品等)

第110条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービ

スを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

(記録の整備)

第 121 条 (第 1 項省略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 3 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 次条において準用する 第 102 条の 2 第 2 項 第 40 条第 2 項 に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 122 条 第 10 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から 第 39 条まで、第 41 条、第 94 条 (第 3 項第 2 号を除く。)、第 95 条及び第 99 条から 第 102 条の 2 第 102 条 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 99 条第 2 項中「通所介護従業者」とあるのを「療養通所介護従業者」と、第 102 条の 2 第 4 項中「第 93 条第 4 項」とあるのは「第 110 条第 4 項」と読み替えるものとする。

第 123 条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション (以下「指定通所リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと

ができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第127条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第4号まで省略)

⑤ 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第128条 (第1項から第5項まで省略)

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第77条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(定員の遵守)

第152条 (第1項省略)

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第 199 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合については、第 5 節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。
(従業者の員数)

第 200 条 （第 1 項省略）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 185 条第 2 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 看護職員又は介護職員

- ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
 （イ、ウ、第3号、第4号及び第3項から第8項まで省略）

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

- 第205条 削除
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（記録の整備）

- 第218条 （第1項省略）

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第7号
第8号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 7 号まで省略)

(8) 施行規則第 64 条第 3 号に規定する書類
(記録の整備)

第 229 条 (第 1 項省略)

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号及び第 8 号から第 10 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号及び第 7 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 9 号まで省略)

(10) 施行規則第 64 条第 3 号に規定する書類
(準用)

第 230 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 27 条、第 34 条から第 38 条まで、第 40 条、第 41 条、第 50 条、第 51 条、第 101 条、第 102 条、第 204 条、第 206 条から第 209 条まで、第 212 条、第 213 条及び第 215 条から第 217 条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設従業者」と、第 35 条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第 50 条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第 206 条第 2 項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 209 条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型指定特定施設従業者及び受託居宅サー

ビス事業者」と、第215条第1項中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第240条 (第1項省略)

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(準用)

第256条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条から第41条まで、第51条、第99条第1項及び第2項、第236条、第239条から第241条まで並びに第243条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第256条において準用する第239条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第99条第2項中「通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第236条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具

」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第 239 条第 4 号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第 240 条第 1 項及び第 241 条第 240 条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

目次

（第 1 章から第 9 章まで省略）

第 10 章 看護小規模多機能型居宅介護複合型サービス

（第 1 節から第 4 節まで、第 11 章、第 12 章及び附則省略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第 7 条 （第 1 項から第 4 項まで省略）

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次のいずれかの施設等がある併設されている場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後 6 時から午前 8 時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第 112 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 83 条第 6 項、第 83 条第 6 項第 1 号、第 84 条第 3 項及び第 85 条において同じ。）

(6) 指定地域密着型特定施設（第 131 条第 1 項に規定する指定地

域密着型特定施設をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び~~第 83 条第 6 項~~
83 条第 6 項第 2 号)において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第 152 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第 65 条第 1 項、第 66 条第 1 項及び~~第 83 条第 6 項~~
第 83 条第 6 項第 3 号)において同じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第 181 条第 1 項に
指定複合型サービス事業所
規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第 6
指定複合型サービス事業所
章から第 9 章までにおいて同じ。)

（第 9 号から第 11 号まで及び第 6 項から第 12 項まで省略）

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第 24 条 （第 1 項省略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い
行う
とともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（勤務体制の確保等）

第 33 条 （第 1 項省略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（
又は指定夜間対応型訪問介護事業所

以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。)との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

(第 3 項及び第 4 項省略)

第 61 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護

(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第 64 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の

開始前に市長に届け出るものとする。

5
4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第8条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項前3項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用定員等)

第66条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所 又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 生活住居（法第8条第19項又は第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 においては施設ごとに 1日当たり3人以下とする。

(第2項省略)

(事故発生時の対応)

第79条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援

事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第 64 条第 4 項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 80 条 (第 1 項省略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び次条において準用する第 41 条第 2 項及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 81 条 第 10 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条及び第 54 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用す

る。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第54条中「訪問介護員等」とあるのは「指定認知症対応型通所介護事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第83条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる
指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲
げる施設等が併設されている 場合において、前各項に定める人員
 に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか
 、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者
 を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居
 宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事するこ
 とができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）

第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所である
ものに限る。）

当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所に中欄に 掲げる施設等のいずれか	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指 定地域密着型特定施設、指定地域密着型介 護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施	介護職員
---	---	------

<p>が併設されている場合</p>	<p>設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この表において「事業所等」という。）</p>	
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（第181条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）

により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体

事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は~~看護小規模多機能型居宅介護従業者~~（第181条第1項に規定する~~複合型サービス従業者~~）をいう。第112条第4項及び第132条第9項において同じ。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

（第9項省略）

- 10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び第97条第3項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する~~第6項~~^{第6項各号}に掲げる施設等の職務に従事することができる。

（第11項から第13項まで省略）

（管理者）

- 第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する~~前条第6項~~^{前条第6項各号}に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、

指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。) に従事することができるものとする。

(第 2 項省略)

- 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第 182 条第 2 項に規定する指定複合型サービス事業所等、指定複合型サービス事業所等をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者をいう。次条、第 113 条第 2 項、第 114 条、第 182 条第 2 項及び第 183 条において同じ。）として 3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならぬ。

(登録定員及び利用定員)

- 第 86 条 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 45 条第 1 項に規定する登録者の数の合計数）の

上限をいう。以下この章において同じ。)を $\frac{29人}{25人}$ (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とする。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。))にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、 $\frac{あつては}{あつては、}$ 12人)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(第2号省略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第92条 (第1項省略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第 108 条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が 第 83 条第 6 項 第 83 条第 6 項各号 に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の員数)

第 112 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 が併設されている場合において、前 3 項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第 83 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第 181 条に定める 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 の人員に関する基準を満たす 看護小規模多機能型居宅介護従業者 複合型サービス従業者 を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 の職務に従事することができる。

(第 5 項及び第 6 項省略)

7 第 5 項の計画作成担当者のうち 1 以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かな

いことができるものとする。

(第8項から第10項まで省略)

(管理者)

第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

(第2項省略)

第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

(第2項から第10項まで省略)

(管理者による管理)

第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない

。

(従業者の員数)

第 132 条 (第 1 項から第 8 項まで省略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第 83 条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第 181 条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす指定看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(管理者)

第 133 条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本

体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
指定複合型サービス事業所の職務に従事することができるものとする。

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第 137 条 削除
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定地域密着型特定施設において指定地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

（記録の整備）

第 150 条 （第1項省略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第8号
第9号までの記録はその完結の日から2年間、第2号の記録はその完結の日から5年間保存しなければならない。

（第1号から第8号まで省略）

(9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類

（従業者の員数）

第 153 条 （第1項から第3項まで省略）

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当

該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（この項の規定によるサテライト型居住施設であるものを除く。第 8 項第 1 号及び第 17 項並びに次条第 1 項第 3 号において同じ。）。)、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営されるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第 5 項から第 7 項まで省略）

- 8 第 1 項第 2 号及び第 4 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 指定介護老人福祉施設 又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

（第 2 号、第 3 号及び第 9 項から第 14 項まで省略）

- 15 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 指定複合型サービス事業所 が併設される場合においては、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指

定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 16 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第83条若しくは第181条又は指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設であるユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつては、当該介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増

すごとに 1 を標準とする。) とする。

(設備)

第 154 条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 医務室

医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(第 4 号、第 5 号及び第 2 項省略)

(記録の整備)

第 178 条 (第 1 項省略)

2 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備するとともに、第 1 号及び第 3 号から 第 7 号 6 号 までの記録についてはその完結の日から 2 年間、第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 6 号まで省略)

(7) 次条において準用する第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第10章 看護小規模多機能型居宅介護
複合型サービス

第180条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る（以下「指定複合型サービス」という。））
。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」とい
う。）の事業は、指定居宅サービス等基準条例第55条に規定する
訪問看護の基本方針及び第82条に規定する小規模多機能型居宅介
護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

（従業者の員数等）

第181条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下
指定複合型サービスの
「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事
業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
指定複合型サービス事業所
」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の
指定複合型サービスの
提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者
複合型サービス従業者
」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指
定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能
指定複合型サービスの複合型サービス従
業型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（
業者
登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定
指定複合型サービスを
看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以
下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて
指定複合型サービス事業所
行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提
供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1
以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登
複合型サービス従業者
録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機
行う複合型サービス
能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介
指定複合型サービス事業所
護事業所）にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規

模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス等基準条例第 45 条第 7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。（指定複合型サービスを以下この章において同じ。）の提供に当たる者を 2 以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の指定複合型サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第 6 項において同じ。）に当たる者を 1 以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

（第 2 項省略）

- 3 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち 1 以上の者は、常勤複合型サービス従業者の保健師又は看護師でなければならない。
- 4 看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で 2.5 以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。
- 5 通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、1 以上の者は、看護職員でなければならない。
- 6 宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて指定複合型サービス事業所に行う指定看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に指定複合型サービス事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事

業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(第1号から第4号まで省略)

- 8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(第9項省略)

- 10 指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する指定複合型サービス事業者が複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定複合型サービスの指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準条例第 56 条第 1 項第 1 号アに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第 4 項の規定により同条第 1 項第 1 号ア及び第 2 号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第 7 条第 12 項の規定により同条第 1 項第 4 号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第 4 項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第 182 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤サービスの管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 7 項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。所等

）等)の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)
(指定複合型サービス事業者)

第183条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第184条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を $\frac{29}{25}$ 人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日複合型サービス事業所当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては

、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員)まで

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(第 2 号省略)

(設備及び備品等)

第 185 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、便所、洗面設備、浴室、事務室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 宿泊室

(ア省略)

イ 一の宿泊室の床面積は、7.43 平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が 1 人である宿泊室の床面積については、6.4 平方メートル以上とすることができる。

(ウ、エ、第 3 号及び第 4 号省略)

3 第 1 項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用

者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスの提供に支障がない
場合は、この限りでない。

- 4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との
交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又
は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確
保される地域にあるようにしなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスの基本取扱方針)

- 第186条 指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスは、利用者の要介護状
態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画
的に行われなければならない。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
指定複合型サービス事業者は、自らその提供する
指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い
指定複合型サービスの行うとともに、定
期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常
にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスの具体的取扱方針)

- 第187条 指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスの方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地
域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身
の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサー
ビス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせること
により、療養上の管理の下で妥当かつ適切に行うものとする
。

- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスは、利用者一人一人の人格
を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下

で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

- (3) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護複合型サービス
小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能複合型サービス従業者
能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。
- (5) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模指定複合型サービス事業者
多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由（以下この条及び第 191 条第 2 項第 4 号において「身体的拘束等の態様等」という。）を記録しなければならない。
- (7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りでない。
- (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号ただし書の指定複合型サービス事業者

規定により事前に説明を行わなかった場合には、当該身体的拘束等を行った後速やかに、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。

- (9) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (10) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。
- (11) 看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第189条第4項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当かつ適切に行わなければならない。

（第12号及び第13号省略）

（主治の医師との関係）

- 第188条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
 - 3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に次条指定複合型サービス事業者第 4 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画及び同条第 9 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、複合型サービス計画複合型サービス報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
 - 4 当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあつては、前 2 項の規定にかかわらず、第 2 項の主治の医師の文書による指示及び次条第 9 項に規定する看護小規模複合型サービス報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。
(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅複合型サービス報告書介護報告書の作成)
- 第 189 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に第 4 項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第 9 項において同じ。）に同項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 介護支援専門員は、第 4 項に規定する看護小規模多機能型居宅複合型サービス計画介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
 - 3 介護支援専門員は、次項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が

提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

- 4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者複合型サービス従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下この章において「看護小規模多機能型居宅介護計画」という。）を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。
- 5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。
- 6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画の変更を行う。
- 8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画複合型サービス計画の変更について準用する。
- 9 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（以下この章において「看護小規模多機能型居宅介護報告書複合型サービス報告書」という。）を作成しなければならない。

- 10 前条第 4 項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

(緊急時等の対応)

- 第 190 条 看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

(記録の整備)

- 第 191 条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、当該記録のうち次に掲げる記録について、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の費用の請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号から第 10 号までの記録はその完結の日から 2 年間、第 6 号の記録はその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 看護小規模多機能型居宅介護計画
複合型サービス計画

- (3) 看護小規模多機能型居宅介護報告書
複合型サービス報告書
 (第 4 号及び第 5 号省略)
- (6) 次条において準用する第 21 条第 2 項に規定する提供した具体的な指定看護小規模多機能型居宅介護の
指定複合型サービスの内容等の記録
 (第 7 号から第 10 号まで省略)

(準用)

第 192 条 第 10 条から第 14 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 41 条、第 42 条、第 73 条、第 75 条、第 88 条から第 91 条まで、第 94 条から第 96 条まで、第 98 条、第 99 条及び第 101 条から第 108 条までの規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護
指定複合型サービスの事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「第 192 条において準用する第 101 条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者
複合型サービス従業者」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第 75 条第 3 項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第 90 条及び第 98 条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者
複合型サービス従業者」と、第 108 条中「第 83 条第 6 項
第 83 条第 6 項各号」とあるのは「第 181 条第 7 項各号」と読み替えるものとする。

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
 (下段 現行)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 16 条 指定居宅介護支援の方針は、第 3 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第 1 号から第 11 号まで省略)

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等事業者に対して、訪問介護計画（横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号）第 25 条第 1 項に規定する訪問介護計画をいう。）等の同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) (本文省略)

(14) (本文省略)

(15) (本文省略)

(16) 第 3 号から第 12 号までの規定は、第 13 号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。

(17) (本文省略)

(18) (本文省略)

(19) (本文省略)

(20) (本文省略)

(21) (本文省略)

(22) (本文省略)

(23) (本文省略)

(24) (本文省略)

(25) (本文省略)

(26) (本文省略)

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第32条 (第1項省略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第2号の記録についてはその完結の日から5年間、第3号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第16条第13号
第16条第12号に規定する指定居宅サービス等事業者との連絡調整に関する記録

(第3号から第5号まで省略)

横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(訪問介護員等の員数)

第6条 (第1項及び第2項省略)

3 前項及び第5項の利用者の数は、当該月の前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第 2 項 及び次項 のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「省令」という。）の規定により厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 77 号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。）第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 又はその端数を増すごとに 1 以上とすることができる。

$\frac{6}{5}$ 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合につ

いては、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第5項まで第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第75条 (第1項省略)

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号の記録についてはその完結の日から5年間、第2号から第5号までの記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 第78条第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画
第78条第2項
画

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第78条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行うものとし、その方針は、第70条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、
主治の医師若しくは 歯科医師からの情報伝達 又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議 (次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第113条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準条例第5条に規定する担当職員、介護

予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等
(法第 8 条の 2 第 16 項に規定する指定介護予防サービス等をい
う。) の担当者その他の関係者 (以下「構成員」という。) に
より構成される会議をいう。以下同じ。) を通じる等の適切な
方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環
境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとし
る。

(第 2 号から第 5 号まで省略)

- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防
通所リハビリテーション事業者 (第 105 条第 1 項に規定する指
定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。) の指定を
併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて
、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境
に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーシ
ョン及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目
標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のと
れた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合につ
いては、第 113 条第 2 号から第 5 号までに規定する介護予防の
ための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって
、第 2 号から前号までに規定する基準を満たしているものとみ
なすことができる。

(7)
(6) (本文省略)

(8)
(7) (本文省略)

(9)
(8) (本文省略)

(10)
(9) (本文省略)

(11)
(10) (本文省略)

(12)
(11) (本文省略)

(13)
(12) (本文省略)

(14)
(13) 第1号から第12号
第11号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第91条 (第1項から第3項まで省略)

4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5
4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第93条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(事故発生時の対応)

第97条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防

通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、第 91 条第 4 項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第 98 条 (第 1 項省略)

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 2 号から第 5 号までの記録についてはその完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 3 号まで省略)

- (4) 前条第 2 項に規定する事故の状況及び次条において準用する第 37 条第 2 項及び事故に際して採った処置についての記録

(第 5 号省略)

(準用)

第 99 条 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 31 条から第 36 条まで、第 38 条及び第 49 条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第 9 条第 1 項中「第 27 条」とあるのは「第 93 条」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第 113 条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第 104

条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、
主治の医師若しくは 歯科医師からの情報伝達 又はサービス担当者
者会議若しくはリハビリテーション会議 を通じて 等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(第2号から第5号まで省略)

- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第78条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) (本文省略)

(8) (本文省略)

(9) (本文省略)

(10) (本文省略)

⁽¹¹⁾
(10) (本文省略)

⁽¹²⁾
(11) (本文省略)

⁽¹³⁾
(12) 第 1 号から^{第 11 号}
第 10 号までの規定は、前号に規定する介護予防通
所リハビリテーション計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第 127 条 (第 1 項省略)

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防
支援等基準条例第 5 条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予
防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護
予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短
期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利
用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわら
ず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介
護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第 129 条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用
する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生
的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医
薬品又は医療機器を備える場合には、その管理を適正に行わなけ
ればならない。

(第 2 項省略)

第 185 条 (第 1 項及び第 2 項省略)

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
を行う場合については、第 6 節に規定する外部サービス利用型指
定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

(従業者の員数)

第186条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(第1号省略)

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。
者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び

判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下

「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支

援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに

1及び利用者のうち同項第1号に規定する要支援状態区分に

該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上である

こと。

(イ、ウ、第3号及び第4号省略)

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第199条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、

それぞれ次のとおりとする。

(第 1 号省略)

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること
区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はそと
の端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2
条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数
が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

(イ、ウ、第3号、第4号及び第3項から第8項まで省略)

(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)

第 191 条 削除
老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであ
る指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生
活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は
、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サー
ビスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であること
を当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護
予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供
する場合は、前項に規定する利用者の同意を得た旨及びその者の
氏名等が記載された書類を作成し、当該書類を市町村（法第41条
第10項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団
体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体
連合会）に提出しなければならない。

(記録の整備)

第199条 (第1項省略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第1号及び第3号から第7号まで、第2号及び第4号から第8号までの記録についてはその完結の日から2年間、第2号第3号の記録についてはその完結の日から5年間保存しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第191条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類

(2) (本文省略)

(3)

(3) (本文省略)

(4)

(4)

(4) (本文省略)

(5)

(5)

(5) (本文省略)

(6)

(6)

(6) (本文省略)

(7)

(7)

(7) (本文省略)

(8)

(8)

(準用)

- 第200条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第35条まで、第37条、第38条、第48条、第49条、第96条及び第129条第97条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第48条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第216条 (第1項省略)

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号から 第 5 号まで、第 7 号及び第 8 号 の記録についてはその完結の日から 第 6 号まで、第 8 号及び第 9 号 の記録についてはその完結の日から 2 年間、第 6 号及び第 9 号 の記録についてはその完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 次条において準用する第 191 条第 2 項に規定する利用者の同意等に係る書類

(6)
(7) (本文省略)

(7)
(8) (本文省略)

(8)
(9) (本文省略)

(9)
(10) (本文省略)

(準用)

第 217 条 第 12 条、第 13 条、第 22 条、第 24 条、第 31 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条、第 48 条、第 49 条、第 96 条、第 129 条、第 190 条、第 192 条 から第 194 条まで及び第 196 条から第 198 条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第 31 条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 33 条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第 48 条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第 192 条第 2 項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第 196 条第 1 項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護

」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(適切な研修の機会の確保 並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第226条 (第1項省略)

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(準用)

第243条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第49条、第94条第1項及び第2項、第225条から第227条まで並びに第229条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第27条」とあるのは「第243条において準用する第225条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う指定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第94条第2項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、同項ただし書中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第225条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第226条第1項及び第227条中「福祉第226条

用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第 229 条第 2 項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る
介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する
条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現 行）

（設備及び備品等）

第 8 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

$\frac{5}{4}$ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス基準等条例第 64 条第 1 項から第 3 項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第 1 項から第 3 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準等条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び~~第45条第6項~~第45条第6項第2号において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準等条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び~~第45条第6項~~第45条第6項第3号において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第65条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指

定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第 73 条又は指定地域密着型サービス基準等条例第 112 条、第 132 条若しくは第 153 条の規定を満たすために必要な数以上とする。

（第 2 項省略）

（利用定員等）

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所 又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 19 項又は第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有する

ものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項
第45条第6項
4号において同じ。)の運営(同条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 (第1項から第3項まで省略)

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(従業者の員数等)

第45条 (第1項から第5項まで省略)

6 次の表の左欄に掲げる指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄
当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄
当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(2) 指定地域密着型特定施設

(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)

第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所である

ものに限る。)

<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この表において「事業所等」という。）</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>事業所等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第72条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者 をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能

型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は~~看護小規模多機能型居宅介護従業者~~
複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項に規定する~~看護小規模多機能型居宅介護従業者~~
複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

（第9項省略）

- 10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する~~第6項~~
第6項各号に掲げる施設等の職務

に従事することができる。

(第 11 項から第 13 項まで省略)

(管理者)

第 46 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第 7 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。))が、指定夜間対応型訪問介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第 48 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。)、指定訪問介護事業者(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成 24 年 12 月横浜市条例第 76 号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第 6 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)又は指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準条例第 56 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。)の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)に従事することができる。

できるものとする。

(第2項省略)

- 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準等条例第182条第2項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第74条第2項及び第75条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、省令の規定により厚生労働大臣が別に定める研修を修了しているものでなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第48条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を $\frac{29}{25}$ 人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの 1 日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

- (1) 通いサービス 登録定員の 2 分の 1 から 15 人（登録定員が 25 人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。）にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては あつては 12 人）まで

登 録 定 員	利 用 定 員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（第 2 号省略）

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第 65 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第 45 条 第 6 項 第 45 条 第 6 項 各号 に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（準用）

第 67 条 第 12 条から第 16 条まで、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条

第29条、第33条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）及び第33条から第39条まで
及び第39条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第29条第2項及び第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第68条 （第1項省略）

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い行うと
もに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（第3項から第5項まで省略）

第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

（第2項から第10項まで省略）

（準用）

第 88 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条、第 25 条、第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条（第 4 項を除く。）から第 39 条まで、第 39 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条、第 63 条及び第 64 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 12 条第 1 項中「第 28 条に規定する運営規程」とあるのは「第 82 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 27 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 5 章第 4 節」と、第 33 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 57 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 64 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の
方法等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（記録の整備）

第 31 条 （第 1 項省略）

- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、第 1 号及び第 2 号の記録についてはその完結の日から 5 年間、第 3 号から第 5 号までの

記録についてはその完結の日から2年間保存しなければならない。

- (1) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

(アからウまで省略)

エ 第33条第14号に規定するモニタリングの結果の記録
第33条第13号

オ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録
第33条第14号

- (2) 第33条第14号に規定する指定介護予防サービス等事業者との
第33条第13号
連絡調整に関する記録

(第3号から第5号まで省略)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第11号まで省略)

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問介護計画（横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第41条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。次号において同じ。）等の指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

- ⁽¹³⁾
₍₁₂₎ 担当職員は、指定介護予防サービス等事業者に対して、介護

予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画~~（横浜市指~~
~~定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予~~
~~防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基~~
~~準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 78 号。以下「指定~~
~~介護予防サービス等基準条例」という。）~~ 第 41 条第 2 号に規定
~~する介護予防訪問介護計画をいう。）~~等の指定介護予防サービ
ス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導す
るとともに、指定介護予防サービス等の提供状況、利用者の状
態等に関する報告を少なくとも 1 月に 1 回、聴取しなければな
らない。

(14) (本文省略)

(15) (本文省略)

(16) (本文省略)

(17) (本文省略)

(18) 第 3 号から第 13 号までの規定は、第 14 号に規定する介護予防
(17) 第 12 号
サービス計画の変更について準用する。

(19) (本文省略)

(20) (本文省略)

(21) (本文省略)

(22) (本文省略)

(23) (本文省略)

(24) (本文省略)

(25) (本文省略)

(26) (本文省略)

(27) (本文省略)

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。